

## はじめに

私たちが生活していく上で「仕事」は大変重要なもので、障がいがあっても、働くことは生きるために必要です。

働く意欲のある障がい者が、その能力を発揮し、地域で自立した生活をしていけるようお願い、リーフレットを作成しました。

会社で働く場合（一般就労）や就労系福祉事業所で働く場合など、あなたに最も適した「働く場」を見つけて下さい。



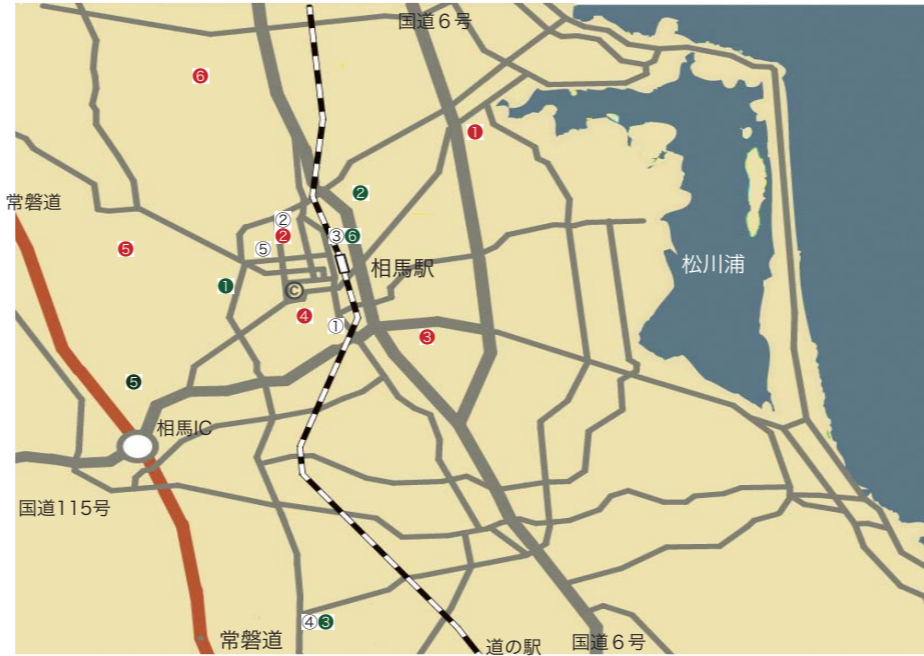
## 障がいの種類

障がいの種類は、**身体・知的・精神(発達障がいを含む)・難病**があり、それぞれに障がいの状態、障がい者自身の生活状況に応じて、サービスが分類されています。

- ◎身体障がい者 →身体障害者手帳
- ◎知的障がい者 →療育手帳
- ◎精神障がい者 →精神障害者保健福祉手帳

市（行政）等が実施するサービスは法律等で定められ、サービスを受けるためには、障害者手帳等が必要です。（自立支援医療費受給者証や医師の診断書、指定難病医療費受給者証等でも受けられる場合があります。）

また、障害福祉サービスを受けるには「障害福祉サービス受給者証」が必要となりますので、市の窓口で相談してみてください。



2023年4月現在		TEL(0244)-	
行政	相馬市役所	相馬市中村字北町63-3	37-2109
就労移行支援	① アルファワークス	相馬市尾浜字細田190-2	26-7710
就労定着支援	① アルファワークス	相馬市尾浜字細田190-2	26-7710
就労継続B	① アルファワークス	相馬市尾浜字細田190-2	26-7710
	② スマイルセンター	相馬市小泉字高池347-1	35-5100
	③ ひまわりの家	相馬市大曲字大毛内150	26-7281
	④ ひまわりの家 2	相馬市中村字大手先30-1	35-6202
	⑤ 工房もくもく	相馬市黒木字迎畑23	26-4640
	⑥ ミッキーズ・ハウス	相馬市塚部字新城下168-1	26-9442
生活介護	① ひまわりの家 4	相馬市西山字水沢316-87	26-6671
	② どんぐり	相馬市北小泉字権現前56-1	32-1223
	③ ふきのとう苑	相馬市富沢字松道19	35-3090
	④ 原町学園	相馬市赤木字松ヶ沢160-4	36-4660
	⑤ 工房もくもく	相馬市黒木字迎畑23	26-4640
	⑤ スマイルエール	相馬市粟津字長沢24-1	26-3618
地域活動支援センター	⑥ なごみCLUB	相馬市沖ノ内一丁目2-8	26-9753
相談支援	① 陽だまり	相馬市中野字北反町85	26-7518
	② そうま障がい者相談支援センター	相馬市小泉字高池357	37-8668
	③ なごみCLUB	相馬市沖ノ内一丁目2-8	26-9753
	④ すずらん	相馬市富沢字松道19	26-7751
	⑤ ウィル生活・相談支援センター	相馬市中村字川沼240	080-5735-9602
学校	・ 県立相馬支援学校	南相馬市鹿島区寺内字鷺内79	67-1515
支援機関	・ ハローワーク相馬	相馬市中村一丁目12-1	36-0211
	・ 県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字奥掛場45-112	26-1555
	・ 相双障害者就業・生活支援センター	南相馬市原町区桜井町1丁目99	24-3553

※情報が更新される場合がありますのでご了承ください。

## 相馬市

## 就労支援リーフレット



相馬市地域自立支援協議会  
就労支援部会

令和5年4月 発行

# 就労するまで



就労希望者

相談から就労までの流れを示します。



## 市役所の窓口

相馬市  
社会福祉課

障がい福祉係

TEL (0244) 37-2109



## 相談支援事業所

障害福祉サービスに関する相談をすることができます。  
福祉事業所を利用する場合、※**相談支援事業所でサービス等利用計画**を作成する必要があります。  
市内には、次の相談支援事業所があります。

- 1) 陽だまり
- 2) そうま障がい者相談支援センター
- 3) なごみCLUB
- 4) すずらん
- 5) ウィル生活・相談支援センター

※正確には、指定特定相談支援事業所と言います。



あなたに合った就労するために、  
相談してコースを選んでください。

会社で働きたい方

雇用  
コース

福祉  
コース

就労系福祉事業所で働きたい方



相談

登録

申請

相談

契約

## 就労支援機関

企業に就職することを、一般就労と言います。  
次の機関が支援を行っており、必要に応じて就職後も  
職場に定着するための支援を行ないます。

- 1) ハローワーク相馬
- 2) 福島県立テクノアカデミー浜
- 3) 相双障害者就業・生活支援センター

障害福祉サービス



連携

## 就労移行支援事業所

就職を目指し、訓練等を行なう場所です。  
また、就労支援のサービスを利用するにあたり、  
※**就労アセスメント**を行ないます。

- 1) アルファワークス

※**就労アセスメント**とは、各支援機関による継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施します。

## 就労継続支援B型事業所

一般就労が困難な人が仕事をする場所です。  
就職を目指すこともできます。

- 1) アルファワークス
- 2) スマイルセンター
- 3) ひまわりの家
- 4) ひまわりの家 2
- 5) 工房もくもく
- 6) ミッキーズ・ハウス

## その他

他に**生活介護事業所**や**地域活動支援センター**など、  
日中活動を行なう場所もあります。

就労



「企業」で  
仕事をする



## 生活するために

### 1) 障害者手帳

障害者手帳を取得すると、障害福祉サービスの  
利用や税金の減免、交通機関の運賃等の割引を受け  
ることができる場合があります。障害者手帳に  
関する手続きは、市で行ないます。

### 2) 障害年金

病気やケガによって生活や仕事などが制限され  
ようになった場合に、現役世代の方も含めて受  
け取ることができる年金です。

障害年金には、①障害基礎年金と②障害厚生年  
金があります。市の国民年金の窓口や年金事務所  
で相談してください。

### 3) 障害福祉サービス受給者証

国が定める障害福祉サービスを受けるには「障  
害福祉サービス受給者証」が必要となります。市  
が発行し、障がいの程度やその他の心身の状況等  
に応じて、利用できる日数も決められます。

### 4) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）  
は多くの精神疾患を対象に、通院に  
よる継続的な治療が必要な人の医療  
費の負担を軽減する制度です。



「障害福祉サービス」  
を利用して就労する